

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年1月24日	
【会社名】	ファーマライズホールディングス株式会社	
【英訳名】	Pharmarise Holdings Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 利美知	
【本店の所在の場所】	東京都中野区中央一丁目38番1号	
【電話番号】	03-3362-7130（代表）	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 執行役員 秋山 昌之	
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中央一丁目38番1号	
【電話番号】	03-3362-7130（代表）	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 執行役員 秋山 昌之	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当	200,607,000円
	一般募集	663,874,000円
	オーバーアロットメントによる売出し	100,977,000円

（注）1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集（一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。）及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,349,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成26年1月24日(金)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、公募による新株式発行に係る募集株式数702,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数349,200株並びにその他の者に対する割当(以下、「その他の者に対する割当」という。)298,000株の合計であります。

したがって、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、150,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成26年1月24日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成26年2月3日（月）から平成26年2月6日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け（一般募集）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	298,000株	200,607,000	100,303,500
一般募集	新株式発行	702,000株	443,341,000
	自己株式の処分	349,200株	220,533,000
計（総発行株式）	1,349,200株	864,481,000	321,974,000

（注）1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。

2 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】（一般募集）

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	未定 （注）1	100株	自 平成26年2月7日（金） 至 平成26年2月10日（月） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年2月14日（金）

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成26年2月3日（月）から平成26年2月6日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額となります。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.pharmarise.com/ir/release_archive.php）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年1月31日（金）から平成26年2月6日（木）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年2月3日（月）から平成26年2月6日（木）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年2月3日（月）の場合、申込期間は「自 平成26年2月4日（火） 至 平成26年2月5日（水）」

発行価格等決定日が平成26年2月4日（火）の場合、申込期間は「自 平成26年2月5日（水） 至 平成26年2月6日（木）」

発行価格等決定日が平成26年2月5日(水)の場合、申込期間は「自平成26年2月6日(木)至平成26年2月7日(金)」

発行価格等決定日が平成26年2月6日(木)の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成26年2月17日(月)となります。
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 高円寺支店	東京都杉並区高円寺北二丁目7番4号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5) 【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	自平成26年2月7日(金) 至平成26年2月10日(月) (注)1	該当事項はありません。	平成26年2月14日(金)

(注)1 発行価格及び申込期間については、前記「(2) 募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

- 2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

(6) 【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
ファーマライズホールディングス株式会社 本店	東京都中野区中央一丁目38番1号

(7) 【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 高円寺支店	東京都杉並区高円寺北二丁目7番4号

3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	809,500株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	105,100株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	84,100株	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	52,500株	
計		1,051,200株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
864,481,000	15,000,000	849,481,000

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集及びその他の者に対する割当に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 一般募集の引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成26年1月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額849,481,000円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限92,731,000円と合わせた手取概算額合計上限942,212,000円について、942百万円を平成27年12月末までに当社子会社であるファーマライズ株式会社、株式会社みなみ薬局、株式会社双葉、北海道ファーマライズ株式会社、株式会社ふじい薬局、新世薬品株式会社、株式会社テラ・ヘルスプロモーション及び株式会社寿製作所への投融資資金に、残額を平成27年12月末までに借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

当社からの投融資資金のうち、ファーマライズ株式会社、株式会社みなみ薬局、株式会社双葉、北海道ファーマライズ株式会社、株式会社ふじい薬局及び株式会社テラ・ヘルスプロモーションは、624百万円を平成27年3月末までに調剤薬局店舗の新規出店費用に、新世薬品株式会社は228百万円を平成27年12月末までに調剤薬局店舗の新規出店のための借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

株式会社寿製作所は、当社からの投融資資金のうち、90百万円を平成27年6月末までに医学資料の保管・管理のための倉庫の増設資金の一部に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	150,000株	100,977,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、150,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]

http://www.pharmarise.com/ir/release_archive.php）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成26年 2月7日（金） 至 平成26年 2月10日（月） （注）1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及びその 委託販売先金融商品取 引業者の本店及び国内各 支店		

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件（一般募集）」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成26年2月17日（月）となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成26年1月24日）現在、株式会社東京証券取引所JASDAQに上場されておりますが、平成26年2月17日（月）に株式会社東京証券取引所市場第二部への市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、150,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年1月24日（金）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を平成26年3月12日（水）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年3月7日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年2月3日（月）の場合、「平成26年2月6日（木）から平成26年3月7日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月4日（火）の場合、「平成26年2月7日（金）から平成26年3月7日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月5日(水)の場合、「平成26年2月8日(土)から平成26年3月7日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月6日(木)の場合、「平成26年2月11日(火)から平成26年3月7日(金)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である大野利美知並びに割当予定先である岩瀨薬品株式会社、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。なお、岩瀨薬品株式会社、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社の当社株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」をご参照下さい。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

4 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロートメントによる売出しと並行して、当社は平成26年1月24日(金)開催の取締役会において岩瀨薬品株式会社、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社を割当先とする当社普通株式合計298,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、岩瀨薬品株式会社と新たに業務資本提携契約を締結し、また、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社との業務資本提携に基づく協働関係を維持するため、第三者割当増資を行うものであります。当該第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に当該第三者割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、岩瀨薬品株式会社、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社を割当先とする第三者割当増資も中止いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	岩淵薬品株式会社	
	本店の所在地	千葉県佐倉市錦木町51番地	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 岩淵 康昭	
	資本金	168百万円	
	事業の内容	医薬品卸売業	
	主たる出資者及び出資比率	株式会社A - RUKAS (23.6%) 社員持株会 (18.7%) ヒロコーポレーション株式会社 (10.7%)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成25年12月31日現在)	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年12月31日現在)	0株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	医薬品を仕入れております。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ほくやく	
	本店の所在地	北海道札幌市中央区北六条西十六丁目1番地5	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長執行役員 眞鍋 雅信	
	資本金	4,964百万円	
	事業の内容	医薬品卸売業	
	主たる出資者及び出資比率	株式会社ほくやく・竹山ホールディングス (100.00%)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成25年12月31日現在)	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年12月31日現在)	330,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	医薬品を仕入れております。	

(注) 100%出資者である株式会社ほくやく・竹山ホールディングスは医薬品卸売業を統括する持株会社で、証券会員制法人札幌証券取引所に株式上市しております。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社バイタルネット	
	本店の所在地	宮城県仙台市青葉区大手町1番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役兼社長執行役員 鈴木 賢	
	資本金	3,992百万円	
	事業の内容	医薬品卸売業	
	主たる出資者及び出資比率	株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス (100.00%)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成25年12月31日現在)	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年12月31日現在)	330,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	医薬品を仕入れております。	

(注) 100%出資者である株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスは医薬品卸企業を統括する持株会社で、株式会社東京証券取引所市場第一部に株式上市しております。

a. 割当予定先の概要	名称	中北薬品株式会社	
	本店の所在地	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 中北 馨介	
	資本金	867百万円	
	事業の内容	医薬品製造販売・卸売業	
	主たる出資者及び出資比率	中北 馨介(17.52%)	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成25年12月31日現在)	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年12月31日現在)	330,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	医薬品を仕入れております。	

c. 割当予定先の選定理由

< 割当予定先の選定の背景 >

当社グループは、昭和59年6月の設立以来、医師と薬剤師が相互けん制することにより医療過誤を未然に防ぐという医薬分業の趣旨を踏まえ、薬物療法の成果を上げ地域医療に貢献することを目的として、調剤薬局チェーンを展開しております。当社は、医薬分業の政策的な背景のもと、主にM&Aを活用し調剤薬局事業を拡大してまいりました。

当社が平成24年7月13日付で公表し、平成25年10月15日付で更新した中期経営計画の中で、成長戦略としてソフト（高付加価値）戦略とハード（地域密着）戦略の有機的な融合を掲げております。

ソフト（高付加価値）戦略とは、在宅医療・施設調剤等の地域医療の推進、安全と効果の検証に基づくジェネリック医薬品の普及推進、医療用サプリメントやメディカルアロマを活用した予防医療の提案等であります。一方、ハード（地域密着）戦略とは、M&Aを活用した調剤薬局事業の拡大、医薬品卸や小売業等異業種との提携・連携、医療モール事業等の調剤周辺事業の強化であります。

中期経営計画を公表以後、ハード（地域密着）戦略として、当社は、「地域医療」について理念を共有できる調剤薬局を営む企業1社（有限会社ドゥリーム）と新たに業務資本提携契約を締結し、4社（新世薬品株式会社、日本メディケア株式会社、有限会社たかはし（現 株式会社たかはし）及び株式会社寿製作所）を買収しております。なお、平成25年12月末時点における当社の調剤薬局店舗は、北海道・東北エリア58店舗、関東エリア41店舗、甲信越エリア14店舗、北陸エリア11店舗、東海エリア40店舗、関西エリア45店舗、九州エリア1店舗の合計210店舗となっております。

このような状況の下、新規出店費用やM&Aによる子会社株式取得のための費用を借入等に依存した結果、当社の平成25年5月期における「総資産に占める有利子負債の構成比」は51.0%と高水準に達しました。かかる状況から、当社は、財務体質の改善も重要な経営課題であるとの認識のもと、今後も予想される新規出店等に応じて見込まれる設備投資資金の調達手段として、一般募集及びその他の者に対する割当を計画いたしました。

当社は、割当予定先の選定に際し、地域医薬品卸に特化しながらも広範なネットワークを構築している株式会社葦の会（各地域における有力医薬品卸である株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット、鍋林株式会社、東邦薬品株式会社、岩瀧薬品株式会社、中北薬品株式会社、株式会社ケーエスケー、株式会社セイエル及び株式会社アステムの9社が出資する共同運営会社で、全国規模での共同の販売促進活動の企画・立案等を実施。）及びその出資企業との関係強化を念頭においております。当社はこれまで、地域医療推進の立場から、株式会社葦の会及びその出資企業と安定した取引関係を続けてまいりました。今後、その他の者に対する割当を実施するに際しては、株式会社葦の会及びその出資企業との関係維持・強化を目的として、当社が拠点を有している地域に事業を展開している4社（岩瀧薬品株式会社、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社）を割当予定先として選定いたしました。

< 割当予定先の選定の経緯及び理由 >

（ア）岩瀧薬品株式会社

岩瀧薬品株式会社は、関東エリアを中心に事業展開を行っている業歴100年を有する医薬品卸企業であり、株式会社葦の会に出資しております。

当社は、岩瀧薬品株式会社と関東エリアを中心に良好な取引関係にあります。

今後、関東エリアにおける医薬品の安定供給やジェネリック医薬品の選定に関する情報の共有などをはじめとした幅広い取引関係を深めていくために、平成26年1月24日付けで岩瀧薬品株式会社と業務資本提携契約を締結することに合意いたしました。

（岩瀨薬品株式会社との本業務資本提携内容）

岩瀨薬品株式会社との本業務資本提携内容は以下のとおりであります。

当社グループの店舗に対する医薬品の安定供給
 後発医薬品情報の相互提供と推奨品目選定への協力体制構築
 在宅医療・施設調剤等の地域医療に関する情報の共有
 地域における新規出店情報の共有
 教育研修の共同実施や学術情報の共有
 医薬品や薬局事業運営全体に関する情報交換

当社は、本業務資本提携の目的を達成するため、上記項目について岩瀨薬品株式会社との間で誠実に協議し、業務の提携を推進してまいります。

以上のとおり、岩瀨薬品株式会社は、当社が多数の調剤薬局店舗を有する関東エリアにおいて有力な医薬品卸企業であり、医薬品の安定した調達が可能となるため、当社の成長と発展に寄与し、当社の強みである地域医療の強化ひいては当社の企業価値向上に資するものと考え、割当予定先に選定いたしました。

（イ）株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット、中北薬品株式会社

株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社（以下、「地域医薬品卸企業3社」と総称する。）はいずれも医薬品卸事業を行う企業であり、岩瀨薬品株式会社と同様、株式会社葦の会に出資しております。株式会社ほくやくは、証券会員制法人札幌証券取引所に株式上場している株式会社ほくやく・竹山ホールディングスの完全子会社で、北海道エリアを中心に事業展開を行っております。株式会社バイタルネットは、株式会社東京証券取引所市場第一部に株式上場している株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスの完全子会社で、東北エリアを中心に事業展開を行っております。中北薬品株式会社は280年強の歴史を持つ愛知県の有力企業で、東海エリアを中心に事業展開を行っております。

地域医薬品卸企業3社は、平成23年3月実施の第三者割当増資時に、相互の発展を目的として当社との間に業務資本提携契約を締結し、当社の大株主となっております。当社は、各エリアにおいて、地域医薬品卸企業3社とそれぞれ良好な取引関係にあり、今般、一般募集及びその他の者に対する割当を実施する際、地域医薬品卸企業3社との出資関係を維持することが、各地区での地域医療の強化ひいては当社の企業価値向上に資するものと考え、地域医薬品卸企業3社を割当予定先に選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

岩瀨薬品株式会社	100,000株
株式会社ほくやく	66,000株
株式会社バイタルネット	66,000株
中北薬品株式会社	66,000株

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先である4社（岩瀨薬品株式会社、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社）は、割当新株式について基本的に2年以上の保有を前提として、事業パートナーとしての関係を深めてゆく方針であります。新株割当予定日から2年経過時点以降において、当該割当予定先が当該割当株式を譲渡する場合には、事前に当社に通知することとしております。

なお、当社は、その他の者に対する割当の割当予定先が払込日から2年以内に、当社普通株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、当該割当予定先と確約書を締結する予定であります。

また、当該割当予定先は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

岩瀨薬品株式会社

岩瀨薬品株式会社の直近の財務諸表(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の提出を受け、売上高・利益・総資産・純資産等の状況から財務内容の健全性を確認し、平成25年11月末基準の試算表から最近における事業と資金繰りの状況も健全であると判断しております。さらに、取引銀行の当座預金の残高を平成26年1月10日現在で確認したところ、払込みに必要とされる金額に対して十分な自己資金を確保していることが判明しております。また、平成25年12月に当社代表取締役社長の大野利美知夫と当社代表取締役が面談を行い、当該その他の者に対する割当について払込みの意思があることを確認しております。

株式会社ほくやく

株式会社ほくやくの直近の財務諸表(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の提出を受け、同社の財務内容の健全性を確認しております。さらに、同社の親会社である株式会社ほくやく・竹山ホールディングス(証券会員制法人札幌証券取引所に株式上市)の直近の有価証券報告書(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)及び四半期報告書(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)の内容を確認し、子会社である株式会社ほくやくが払込みに要する資金を確保していることを確認しております。これとは別に平成25年11月末基準の月次試算表において最近における事業と資金繰りの状況を確認し、取引銀行の当座預金の残高を平成26年1月10日現在で確認したところ、払込みに必要とされる十分な自己資金を確保していることが判明しております。また、平成25年12月に当社代表取締役社長の大野利美知と当社担当役員が面談を行い、当該その他の者に対する割当について払込みの意思があることを確認しております。

株式会社バイタルネット

株式会社バイタルネットの直近の財務諸表(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の提出を受け、同社の財務内容の健全性を確認しております。さらに、同社の親会社である株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス(株式会社東京証券取引所市場第一部に株式上市)の直近の有価証券報告書(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)及び四半期報告書(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)の内容を確認しております。これとは別に平成25年11月末基準の月次試算表において最近における事業と資金繰りの状況を確認し、取引銀行の当座預金の残高を平成26年1月10日現在で確認したところ、払込みに必要とされる十分な自己資金を確保していることが判明しております。また、平成25年12月に当社専務取締役の村上典夫と当社担当役員が面談を行い、当該その他の者に対する割当について払込みの意思があることを確認しております。

中北薬品株式会社

中北薬品株式会社の直近の財務諸表(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の提出を受け、売上高・利益・総資産・純資産等の状況から財務内容の健全性を確認し、平成25年11月末基準の試算表から最近における事業と資金繰りの状況も健全であると判断しております。さらに、取引銀行の当座預金の残高を平成26年1月10日現在で確認したところ、払込みに必要とされる金額に対して十分な自己資金を確保していることが判明しております。また、平成25年12月に当社専務取締役の村上典夫と当社担当役員が面談を行い、当該その他の者に対する割当について払込みの意思があることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である岩瀨薬品株式会社及び中北薬品株式会社は、「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより、経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」という。)」ではないこと、及び特定団体等との関係の有無について第三者機関である株式会社東京エス・アール・シー(住所:東京都新宿区西新宿四丁目32番13号、代表者:中村勝彦、資本金:10百万円)に、調査を依頼いたしました。その結果、当該割当予定先について、特定団体等ではないこと、及び特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しており、その旨の報告書を得ております。

また、割当予定先である株式会社ほくやくの完全親会社である株式会社ほくやく・竹山ホールディングスは、証券会員制法人札幌証券取引所に株式上場し、株式会社バイタルネットの完全親会社である株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスは、株式会社東京証券取引所市場第一部に株式上場しております。

当社は割当予定先である岩瀬薬品株式会社、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社それぞれから、当該割当予定先が把握する限り、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力ではない旨の表明を取得しております。

これらのことにより、当社は、割当予定先である岩瀬薬品株式会社、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社がそれぞれ反社会的勢力とは関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、当該その他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、その他の者に対する割当の払込金額は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成26年1月24日(金)開催の取締役会において、監査役4名全員(うち社外監査役3名)が適法である旨意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

その他の者に対する割当により発行される株式数は298,000株(議決権の数2,980個)であり、平成26年1月24日現在の当社普通株式の発行済株式総数7,849,500株に対する割合は3.80%(平成25年12月1日現在の総議決権数75,003個に対する割合は3.97%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当増資により発行及び処分される合計株式数は最大1,499,200株(議決権の数最大14,992個)であり、平成26年1月24日現在の当社の発行済株式総数7,849,500株に対する割合は最大19.10%(平成25年12月1日現在の総議決権数75,003個に対する割合は最大19.99%)に相当するものであります。これにより、希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、当社連結子会社の新規出店及び設備投資を目的とした子会社投資資金へ主に充当する予定であります。したがって、中長期的な観点から当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金使途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照下さい。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
大野 利美知	東京都杉並区	3,159,900	42.13	3,159,900	35.11
中北薬品株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内3-11-9	330,000	4.40	396,000	4.40
株式会社バイタルネット	宮城県仙台市青葉区大手町1-1	330,000	4.40	396,000	4.40
株式会社ほくやく	北海道札幌市中央区北六条西16-1-5	330,000	4.40	396,000	4.40
ファーマライズ従業員持 株会	東京都中野区中央1-38-1	354,400	4.73	354,400	3.94
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	300,000	4.00	300,000	3.33
大野 小夜子	東京都杉並区	253,200	3.38	253,200	2.81
平松 仁	香川県高松市	160,600	2.14	160,600	1.78
岩淵薬品株式会社	千葉県佐倉市鍋木町51番地			100,000	1.11
鈴木 孝雄	神奈川県横浜市港南区	97,100	1.29	97,100	1.08
計	-	5,315,200	70.87	5,613,200	62.37

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成25年11月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。なお、当社は、平成25年11月30日(土)を基準日とし、平成25年12月1日(日)を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割しておりますので、上記の所有株式数は当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年11月30日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及び岩淵薬品株式会社、株式会社ほくやく、株式会社バイタルネット及び中北薬品株式会社に対する第三者割当増資による増加分を加味し、大和証券株式会社に対する第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（2）に係る有価証券の借入れ（3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年1月25日（土）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年2月3日（月）から平成26年2月6日（木）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] http://www.pharmarise.com/ir/release_archive.php）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

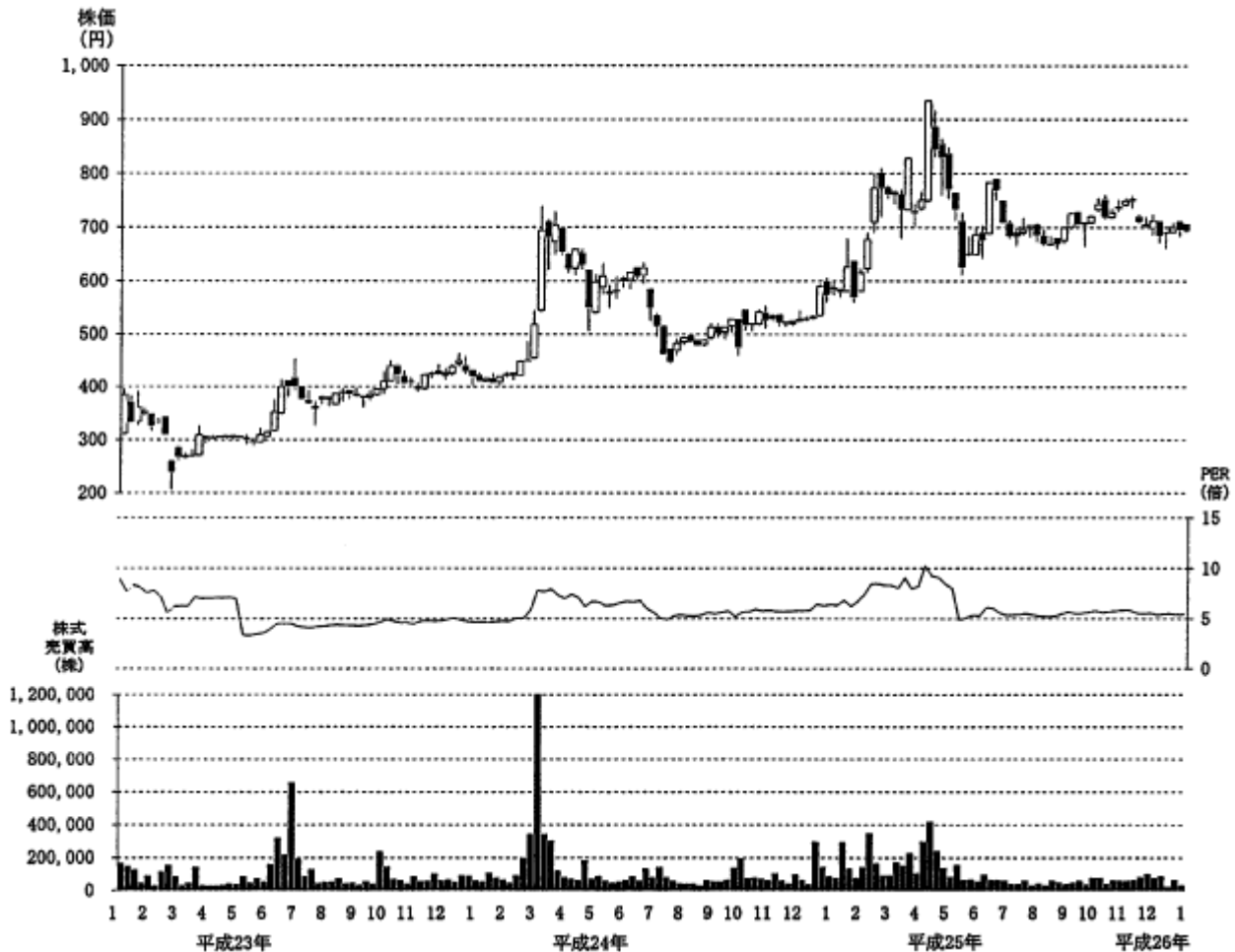
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年1月24日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所（ ）における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）並びに平成25年7月16日から平成26年1月17日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



(注) 1 当社は、平成23年11月30日（水）を基準日とし、平成23年12月1日（木）を効力発生日として、普通株式1株を3株に、また、平成25年11月30日（土）を基準日とし、平成25年12月1日（日）を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割しておりますので、株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。なお、平成23年12月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を300で除した数値を株価とし、以降平成25年12月1日付株式分割の権利落ち前までの株価については、当該株価を100で除した数値を株価としております。
 - ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

- 3 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益（連結）}}$$

週末の終値については、平成23年12月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を300で除した数値を、以降平成25年12月1日付株式分割の権利落ち前までは当該終値を100で除した数値をそれぞれ週末の終値としております。

平成23年1月24日から平成23年5月31日については、平成22年5月期有価証券報告書の平成22年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を300で除して得た数値を使用。

平成23年6月1日から平成24年5月31日については、平成23年5月期有価証券報告書の平成23年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を300で除して得た数値を使用。

平成24年6月1日から平成25年5月31日については、平成24年5月期有価証券報告書の平成24年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

平成25年6月1日から平成26年1月17日については、平成25年5月期有価証券報告書の平成25年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

- 4 株式売買高について、平成23年12月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に300を乗じた数値を株式売買高とし、以降平成25年12月1日付株式分割の権利落ち前までは当該株式売買高に100を乗じた数値を株式売買高としております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年7月24日から平成26年1月17日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成26年1月24日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年11月30日現在）、以下の通りとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	セグメントの名称	設備の内容	所在地 (店舗数)	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力	
				総額	既支払額					
ファーマライズ(株)	調剤薬局事業	新規店舗	富山県 (1)	32,650		増資資金、借 入金及び自己 資金	25年12月	26年3月	63㎡	
			福井県 (1)	24,500			26年1月	26年4月	100㎡	
		26年5月期計			57,150					163㎡
		新規店舗	福島県 (2)	79,800		増資資金、借 入金及び自己 資金	26年12月	27年3月	200㎡	
			埼玉県 (1)	30,000			26年7月	26年9月	100㎡	
			石川県 (1)	35,300			26年6月	26年9月	85㎡	
			愛知県 (1)	23,300			26年6月	26年9月	90㎡	
		滋賀県 (2)	121,800			26年10月	27年1月	180㎡		
		27年5月期計			290,200					655㎡
		小計			347,350					818㎡
(株)みなみ薬局	調剤薬局事業	新規店舗	群馬県 (1)	40,000		増資資金、借 入金及び自己 資金	26年1月	26年4月	59㎡	
			26年5月期計				40,000			
		小計			40,000					59㎡
(株)双葉	調剤薬局事業	新規店舗	京都府 (1)	23,300		増資資金、借 入金及び自己 資金	26年7月	26年9月	85㎡	
			27年5月期計				23,300			
		小計			23,300					85㎡
北海道ファーマ ライズ(株)	調剤薬局事業	新規店舗	青森県 (1)	145,000	41,370	増資資金、借 入金及び自己 資金	25年12月	26年4月	170㎡	
			26年5月期計				145,000	41,370		
		小計			145,000	41,370				170㎡
(株)ふじい薬局	調剤薬局事業	新規店舗	北海道 (1)	18,500		増資資金、借 入金及び自己 資金	26年6月	26年8月	85㎡	
			27年5月期計				18,500			
		小計			18,500					85㎡

㈱テラ・ヘルスプロモーション	調剤薬局事業	新規店舗	大阪府 (1)	38,000	2,304	増資資金、借入金及び自己資金	26年1月	26年4月	100㎡
		26年5月期計		38,000	2,304				100㎡
		新規店舗	大阪府 (2)	58,600		増資資金、借入金及び自己資金	26年9月	27年2月	190㎡
		27年5月期計		58,600					190㎡
	小計			96,600	2,304				290㎡
新世薬品㈱	調剤薬局事業	新規店舗	兵庫県 (2)	401,000	177,698	増資資金、借入金及び自己資金	25年9月	26年3月	700㎡
		26年5月期計		401,000	177,698				700㎡
	小計			401,000	177,698				700㎡
㈱寿製作所	その他	新規倉庫他	群馬県 (2)	90,378		増資資金、借入金及び自己資金	26年3月	27年6月	938㎡
	小計			90,378					938㎡
合計				1,162,128	221,373				3,145㎡

(注)金額に消費税等は含んでおりません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期）の提出日（平成25年8月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月24日）までの間において、平成25年8月28日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

当社は、平成25年8月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1)株主総会が開催された年月日

平成25年8月27日

(2)決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
1株につき金 1,400円 総額105,004,200円

ロ 効力発生日

平成25年8月28日

第2号議案 定款一部変更の件

全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社におきましても平成25年7月29日付で効力発生日を平成25年12月1日として当社普通株式1株を100株に分割するとともに、売買単위를100株とする単元株制度を採用することを取締役会において決議いたしました。

これに伴い、変更後定款第8条（単元未満株主の権利制限）を新設し、現行定款第8条以下の条数を繰下げるとともに第8条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

新任監査役として西郷理夫を選任するものであります。

第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

従来の取締役報酬等の枠内にて、社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額65,000,000円の範囲内で割り当てるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	54,709	24	0	(注)1	可決 92.94%
第2号議案 定款一部変更の件	54,709	24	0	(注)2	可決 92.94%
第3号議案 監査役1名選任の件 西郷理夫	54,456	277	0	(注)3	可決 92.51%
第4号議案 取締役に対するストック・ オプション報酬額及び内容 決定の件	54,316	417	0	(注)2	可決 92.27%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合は、株主総会前日までの議決権行使個数と株主総会当日出席による議決権行使個数の合計58,864個を母数として算出しています。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期）及び四半期報告書（第28期第2四半期）（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月24日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年1月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日	平成25年8月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第27期)	自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日	平成26年1月14日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第28期第2四半期)	自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日	平成26年1月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 8月27日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊 芳 樹
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 寛
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	波賀野 徹
----------------	-------	-------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーマライズホールディングス株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ファーマライズホールディングス株式会社の平成25年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ファーマライズホールディングス株式会社が平成25年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 8月27日

ファーマライズホールディングス株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊 芳 樹
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 寛
----------------	-------	-------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	波賀野 徹
----------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーマライズホールディングス株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 1月10日

ファーマライズホールディングス株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊 芳 樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 見 寛
指定社員 業務執行社員	公認会計士	波賀野 徹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているファーマライズホールディングス株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年6月1日から平成25年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ファーマライズホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。